

農村の振興 まちがらむらがら

福井県の環境配慮の取組について

一、はじめに

福井県は、本州日本海側のほぼ中央にあって、日本海と石川県、岐阜県、滋賀県、京都府の4府県に接しており、敦賀市東部の木ノ芽峠を境として北を嶺北、南を嶺南と呼んでいます。

冬期は雪や雨となる日が多く、年降水量は2000mm、山間地などが多いところでは3000mmで、全国的に見ても多雨地帯です。地域的には、嶺南地方は嶺北に比べ温暖で、降水量も少ないので一般的です。農村地においては、水田等の農地のほか、用水路といった多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ豊かな自然環境が形成されています。

持続的発展が国際社会の目標となる中、豊かな農村環境は農業の持続的発展のためには不可欠であり、農業農村整備事業の実施においても、持続的に環境への配慮を進めることが必要です。本稿では、福井県の農業農村整備事業における環境配慮の取組を紹介します。

二、福井県における環境配慮の取組

平成13年の土地改良法の改正以降、土地改良事業の施行に当たっては「環境との調和への配慮」が事業実施の原則と位置付けられ、平成14年に学識経験者や専門家を交えた「福井県農業農村整備事業環境配慮検討会議」（以下、「環境配慮検討会議」）を設置し、生態系等の環境保全に関する指導・助言を受けるとともに、地域住民の意向を反映した事業計画の策定を進めています。

三、環境配慮検討会議の概要

福井県では、主に図1に示すような過程にしたがつて、環境配慮工法の導入を進めています。まず、事業計画時において、採択3年前から検討会議が必ず開催され、各事業対象地区における環境配慮事項について議論を行っています。当会議の場では、対象地区ごとに関係事務所職員自ら生息・生育する動植物の概要を調査し、対応する

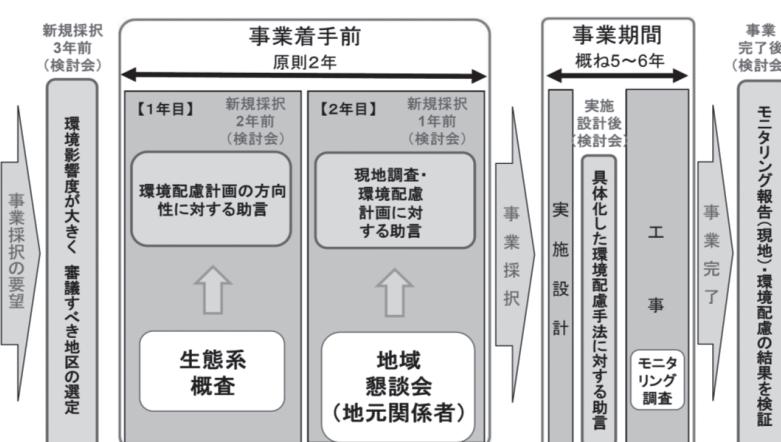


図1 環境配慮検討会議フロー



山口 清一郎
福井県 農林水産部農村振興課主任

環境配慮工法・手法を含む環境配慮事項が報告され、これら的情報とともに学識経験者らが意見聴取を行います。そして、地区ごとに環境配慮計画が整理され、各地区の担当者は、それを基に各事業計画に反映させています。また、これと並行して、事業着手前に受益者に対する環境配慮事項に関する説明と、受益者の意見を聞き取る場である地域懇談会が開催されます。事業採択後には、外部委託による生物調査等により得られた結果から、事業地区ごとに概略の対策工法を環境配慮検討会議に諮り、実際の設計・施工に反映させることとなります。環境配慮検討会議では、調査で得られた当該地区に生息・生育する動植物の情報を受け取ったうえで、環境配慮工法の内容及び配置する位置の検討や維持管理計画を協議しています。このような一連の作業過程

において実施される種々の会合は、農業土木関係者と動植物・魚類等の専門家を交えて、保全工法や手法を議論する重要な場となつていま
す。

四、環境配慮事例の紹介



図2 スロープT

今回紹介する地区は、区画整理を行いう生産性の高い優良農地を確保し、農業の生産性を向上させることで担い手への農地集積を図ることを目的として、平成30年から令和7年にかけて、整地工、暗渠排水工147・3ha、道路工22・0km、用水路工24・6km、排水路工18・4km等を行う大区画ほ場整備での環境配慮事例です。

県内でもスマート農業に対応した先進的な地区として期待されており、大規模経営体の設立に併せ、ICTを活用した自動給水栓、ターン

農道、地下水位制御システム、排水路の暗渠化等に積極的に取り組んでいます。



図3 地元小学校での授業風景

魚類（トシヨウ、キタノメタカ）を始めとする水生動物に対し、排水路の一部の区間に、「深み」「開口」を設置し、生息環境を創出しています。

また、両生・爬虫類については、確認された排水路の一部の区間に、標準断面に比べ大型のフリュームを設置することで、排水路に落下した個体（トノサマガエル）が這い上

環境に配慮した農業用施設の工事に先立ち、生き物調査により確認された重要な植物（コウホネ、イチョウウカギゴケ、シャジクモ等）について、表土ごと採取を行い、施工の影響のない場所に保管し、工事後にビオトープまたは、地区内適地へ移植を行いました。

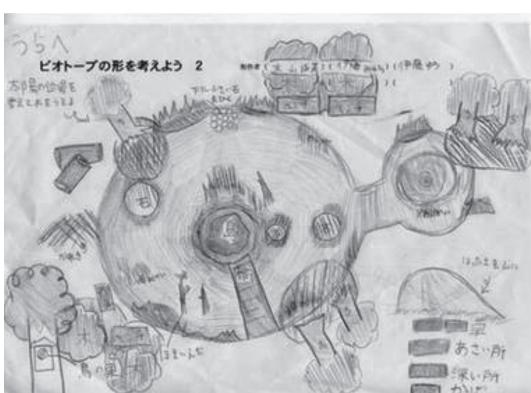


図4 ビオトープ原案（児童作成）

その後、その原案を基に設計を行い、地域内の学識経験者、関係土地改良区および地元関係者との協議を重ね、令和4年度中に施工を予定して、当地域に生息する様々な生物の重要な拠点として、期待されています。

五、終わりに

がれる脱出経路としてのスロープ工
〔凶2〕を設置 て、ます。

その間に多くの地区において、環境配慮対策が実施され、環境配慮手法やノウハウは毎年蓄積されています。

現在、蓄積された事例が多くなってきたことから、検討会の委員の方々より、竣工した生態系配慮施設のフォローアップの充実化を指摘されているところであり、事業完了後の環境配慮施設の不具合の未然防止を図るため、事業途中での環境配慮施設の検証を行うなど、効果的な手法を目指し検討をしている状況です。

総括管理も期待されています。農業生産の環境保全の取組を魅力的に活性化する地域づくりにつなげていくために、調査計画の段階から、地域住民のみならず、関係行政機関、土地改良区、環境団体等の多様な主体の参画を得て地域づくりの構想を作成し、地域全体で共通意識を継続的に持つことが重要であると考えます。これからも多様な生物が暮らす豊かな農村を持続していくため、地域の特性や生息する生物の生態を考慮した環境配慮対策に取り組み、未来を担う次世代の子供達へ引き継いでいきたいと思っております。